

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人博田東平の上告趣意のうち、憲法三一条、三三条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張に帰し、判例違反をいうものと解される点は、判例の具体的摘示を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年三月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫